

【地域活動等を行う学生団体向け】米沢市内公共施設等使用料減免について

1. 目的

地域活動等を行う学生団体が、市内公共施設等を利用する際の施設使用料を減免(※)することで、学生の地域活動を継続的に支援し、市民と学生の交流を促進します。

(※)冷暖房料については、減免対象外となります。

2. 減免の対象となる団体

以下の全てを満たす学生団体が対象となります。

<input type="checkbox"/>	(1)団体構成員の過半数以上が大学生であり、大学生が主体となり活動していること
<input type="checkbox"/>	(2)山形大学工学部、米沢栄養大学又は米沢女子短期大学に所属する学生を構成員に含むこと
<input type="checkbox"/>	(3)米沢市内を中心に活動していること
<input type="checkbox"/>	(4)営利を目的とした学生団体でないこと
<input type="checkbox"/>	(5)米沢市の地域課題解決もしくは、地域活性化につながる活動を中心に行っていること

3. 減免の対象となる市内公共施設

(1)市内コミュニティセンター（全 18 か所）

中部、東部、西部、南部、北部、松川、愛宕、万世、広幡、塩井、六郷、
窪田、三沢、田沢、山上、上郷、南原、南原(関分館)

コミセン一覧は
こちら→



(2)旧学校利用施設(全 7 か所)

旧上郷小学校浅川分校、旧南原中学校、旧関根小学校、旧関小学校、
旧三沢東部小学校、三沢西部小学校、旧第五中学校

旧学校利用施設
はこちら→



4. 運用開始時期

令和 8 年 4 月

5. 減免の流れ

(1)事前登録【毎年2月】

利用開始年度前の2月に、
申請を行う。
「公共施設等減免利用登録
申請」(やまがた e 申請を利用
した電子申請)

電子申請
はこちら
から→



申請後、1か月程度で、「利用
許可書」を発行します。

(2)施設利用【4月～3月】

電話やインターネット等で、空き状況を確認・仮予約のうえ、利用したい公共施設等に「使用許可申請書」を提出する。

「使用許可申請書」記入時の注意点

使用団体名:各団体名を記載

減免番号:学園都市推進協議会の減免番号(※)を記入 (※)別途通知します

「使用許可申請書」について(お願い)

控えについては、1年間保存ください。
(のちほど提出するため)

(3)活動報告提出【3月】

年間の活動報告を行う。

「公共施設等減免利用実績報告(活動報告)
(やまがた e 申請を利用した電子申請)

活動報告
提出は
こちらから
→



活動報告(電子申請時)の注意点

以下、2点添付してください。

- ①使用許可申請(控え)の PDF データ
- ②年間活動内容が分かるもの(任意様式)